

府食第389号
令和7年5月28日

内閣総理大臣
石破 茂 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和7年5月22日付け消食基第347号により当委員会に対し照会された事項については、器具及び容器包装に使用される物質の安全性審査の手続を定めるものであり、当該施策は、食品健康影響評価の結果を反映して定めるべき性質のものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。